

## 2011年度 JFA-47都道府県協会訪問会議 アジェンダ

開催 2011年6月12日(日) (財)埼玉県サッカー協会

- 1 JFAあいさつ
- 2 JFA側出席者紹介
- 3 埼玉FA側出席者紹介
- 4 JFAより
  - 1) リーグ文化の醸成 ～リーグ整備に向けた課題について～
  - 2) 今後の女子サッカーの育成と普及について
  - 3) サッカーファミリーの拡大について
- 5 埼玉FAより
  - 1) リーグ戦化と大会整備について
  - 2) 支援金制度の改善について
- 6 その他

## 2011年度 JFA-47都道府県協会訪問会議

## (財)埼玉県サッカー協会 出席者リスト

会議日時： 2011年6月12日(日) 15:30～  
 会議場所： ラフレさいたま

## 《JFA側出席者》

NO	役職	氏名	備考欄
①	女子部 部長	中村 修三	10/6レックス
②	ユースダイレクター	布 啓一郎	
③	PHQ	漆間 亜美香	PHQ.

NO.	協会役職	氏名	備考欄
①	副会長・専務理事	横山 謙三	
2	副会長	星野 隆之	
③	事務局長	高橋 明	JFA理事
④	財務委員長	宮田 典男	
⑤	技術委員長	坂庭 泉	理事
⑥	審判委員長	岡田 泉	理事
⑦	施設委員長	二瓶 省三	評議員
⑧	第1種委員長	天沼 達也	評議員
9	第3種委員長	柏 悦郎	理事
⑩	第4種委員長	秋山 和雄	評議員
⑪	女子委員長	長瀬 欣一	評議員
⑫	シニア委員長	大木 正幸	評議員
⑬	西部地区協議会	宮崎 幹夫	理事
⑭	南部地区協議会	駒崎 昌利	理事
⑮	北部地区協議会	忍田 行廣	理事
⑯	女子連盟事務局長	矢嶋 理子	
17	広報委員会	荒川 裕治	評議員
⑱	事務局員	古市 純美	常勤事務局体制基準対象者
⑲	事務局員	狩野 智津子	常勤事務局体制基準対象者
⑳	事務局員・	小豆澤 直登	常勤事務局体制基準対象者
㉑	事務局員	佐々木 亮旦	常勤事務局体制基準対象者
㉒	事務局員	栗島 敏	常勤事務局体制基準対象者

# トピックス

## 1. 業務プラン 2013 について

「業務プラン」は、「JFA の約束 2015」の実現を目指して「アクションプラン 2015」を遂行するにあたり、3 年間でやるべきことを明記したものです。2 年毎の見直しを基本とし、今回は 2012 年度に実施する予定です。

今回の改訂にあたって、①より多くの職員が改訂作業に関わる、②目標と業務内容をより具体的にす、③進捗管理を行う仕組みを構築する、をポイントに掲げ作業に取り組みました。読みやすく、わかり易くするためにフォーマットを変更するなど、様々な工夫をしています。

JFA の方針・方向性が示されているので是非ともご一読ください。

## 2. 新法人への移行について

2012 年度から公益財団法人へ移行すべく作業を進めています。5 月の理事会では移行後の定款案と代表理事及び業務執行理事案が承認されました。

各都道府県協会には、新法人への移行を見据え、今年度から各種補助金の収支報告と証憑類コピーの提出や余剰金の返金などをお願いしています。

都道府県協会の作業負担が増すこととなりますが、会計処理を明確にしておくことは、今後、都道府県協会が新法人へ移行し、発展していく上でも必要な事項です。ご理解、ご協力をお願いします。

## 3. JFA90 周年記念事業プロジェクトについて

以下の 2 点をテーマに掲げ、「記念誌の発行」、「FA 杯レプリカの贈呈」、「式典・レセプション」、「三本足鳥の絵画制作」等を企画しています。イベント内容が具体的になりましたら改めてご案内させていただきます。

### ・「歴史をつなぐ」

多くの人の努力に支えられて 90 周年を迎えることができたことを感謝し、この歴史を未来につなげるため(特に 100 周年を迎えるにあたり、これからの 10 年間で)何をすべきかについて考える契機とする。

### ・「世界をつなぐ」

東日本大震災の年でもあり、世界のサッカー界からの支援・応援をいただいたことへの感謝と、そこから世界をつなぐというメッセージを発信する。

## 4. FIFA 女子ワールドカップ ドイツ 2011 について BS ライフ 中継あり

6 月 26 日よりドイツにて FIFA 女子ワールドカップが開催される。日本はニュージーランド、メキシコ、イングランドと同グループで、6 月 27 日に初戦のニュージーランド戦を迎えます。また、審判団として深野悦子主審と高橋早織副審の 2 名が選出されています。

6 回連続出場となる今回は、「優勝」を目標に掲げています。都道府県協会の皆様の熱い声援をお願いします。

## 5. 東日本大震災復興支援活動について

別紙参照